

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示を
次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第 2 4 0 号

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する告示

野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱（平成 1 2 年野田市告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(15) 野田市立小学校及び中学校の給食費

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 第 3 条第 1 5 号の市税等 野田市立小中学校給食費口座振替依頼書又は野田市立小中学校給食費自動払込利用申込書

第 6 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(6) 第 3 条第 1 5 号の市税等 野田市立小中学校給食費口座振替受付通知書又は野田市立小中学校給食費自動払込受付通知書

第 1 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 第 3 条第 1 5 号の市税等 野田市立小中学校給食費口座振替不能通知書及び野田市立小中学校給食費納入通知書兼領収証書

別表に次のように加える。

2 2	野田市立小中学校給食費口座振替依頼書又は野田市立小中学校給食費自動払込利用申込書
2 3	野田市立小中学校給食費口座振替受付通知書又は野田市立小中学校給食費自動払込受付通知書
2 4	野田市立小中学校給食費口座振替不能通知書
2 5	野田市立小中学校給食費納入通知書兼領収証書

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この告示による改正後の野田市市税等口座振替収納事務取扱要綱第 6 条の規定による口座振替の申込み、解約及び変更に関し必要な手続その他の行為

は、この告示の施行前においても、同要綱第6条の規定の例により行うことができる。